

気をつけよう！研究費の不正使用

正しい知識を持ち、正しく使おう！

桐蔭横浜大学は「**本学が管理する全ての経費**」を対象に不正使用防止対策を行っています。

研究費は「自分のお金」ではなく「国民等から付託されたお金」です。いくら教育や研究のためでも、**事実と異なる申告、請求は許されません。**



学内規則や資金交付元の使用ルールを知らないと、研究費等の不正使用に巻き込まれる可能性があります。指示されるまま、わからない書類や金銭はわたさないようにしましょう！
もし、指導教員や上司から、このような指示があったら、迷わず相談窓口や通報窓口にご相談してください。

研究費の不正使用とは

実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求...(中略)...配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費等を使用すること。

(桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程 第1章 第2条2(5))

代表的な不正使用事例

預け金

架空の取引により、大学に代金を支払わせ、それを取引業者に管理させること

カラ出張

実態の無い出張、事実と異なる行程や交通手段を報告し、大学に代金を支払わせること

旅費の重複受給

他機関から旅費が支給される事実を申告せず、本学と他機関から重複して旅費を受給すること

カラ謝金

勤務の実態がないにも関わらず、虚偽の勤務報告を行い、大学に謝金を支払わせること

環流行為の禁止

学生等に対して実態に基づき適正に支給された経費(旅費や謝金、給与等)であっても、その全部又は一部を**研究室等で回収する行為(環流行為)**は、名目の如何に関わらず、本人の承諾があったとしても社会的に不適切な行為とみなされます。

桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為に関する通報窓口
大学事務局 TEL 045-972-5881 FAX 045-972-5972

桐蔭横浜大学における研究費に関する相談窓口
研究推進部 TEL 045-974-5605 FAX 045-974-5076

